

「進学応援！ハッピーキャンパス」

6-1

教育プラン

令和5年12月1日現在適用中

1	商品の名称	「進学応援！ハッピーキャンパス」教育プラン (一般社団法人しんきん保証基金扱い)
2	お使いみち	・お申込される方およびお申込される方のご家族にかかる次の資金 ①就学する学校等への1年分の納付金 ②就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内、受験費用、教材費用、下宿費用等) ③お申込人ご本人が上記の資金として当金庫および他の金融機関、日本政策金融公庫等から借り入れたローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 ④上記①および②にかかる資金で支払済のもの ただし、申し込み時点で支払日から3ヵ月以内に限りです。
3	ご利用いただける方	・次の全てを満たされている方 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方もしくは営業地区内の事業所に勤務されている方 ②満20歳以上の方 ③安定した収入のある方 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
4	ご融資金額	・500万円以内(1万円単位) 医学部・薬学部等の6年制大学の場合は1,000万円以内
5	ご融資方法	・証書貸付となります。
6	ご融資期間	・3ヵ月以上10年以内 医学部・薬学部等の6年制大学の場合は16年以内
7	ご融資利率	・基準金利3.98%(保証料0.25%含む) ・次の要件を満たす方は1.50%金利優遇いたします。 ①就学予定の方の口座開設およびキャッシュカード契約 ②次の項目の中から2項目以上を契約された方 ・給与振込(支給額全額) ・年金(同居家族) ・定期預金50万円以上 ・住宅ローン ・しんきんVISA・JCB ※在学中の方は②のみ
8	ご返済方法	・毎月の元金均等・元利均等返済となります。 ・ご希望によりご融資金額の50%以内でボーナス返済が併用できます。 ・元金返済据置期間は卒業予定月まで
9	担保	・不要です。
10	手数料	・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。 ただし、ご返済方法の変更、ご融資期間内での一部繰上げ返済または全部繰上げ返済される場合には所定の手数料をいただきますので、別表の

		「各種手数料等のご案内」をご参照ください。
11	保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証を付保しますので不要です。
12	保証料	・一般社団法人しんきん保証基金の定める保証料年0.25%をお支払いいただきます。 ・保証料は融資利息とともに毎月所定の口座から自動引落としとなります。
13	提出していただく書類	<p>・次の書類を提出していただきます。</p> <p>①所定の借入申込書</p> <p>②上記申込書に添付していただく主な書類</p> <p>ア. 本人確認書類：運転免許証等</p> <p>イ. 資金使途確認書類 資金使途により以下の書類</p> <p>(ア) 学校への納付金 学校発行の振込用紙、請求書等</p> <p>(イ) 就学にかかる付帯費用 上記(ア)と併用の場合・・・請求書、パンフレット等 付帯費用のみの場合・・・合格通知書、在学証明書、学生証</p> <p>(ウ) 借換資金 借換資金の融資残高および教育資金であることが確認できる書類</p> <p>(エ) 支払済資金 領収書、通帳等</p> <p>ウ. 所得を証明する書類：源泉徴収票、所得証明書、確定申告書控</p> <p>・勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細書でも可</p> <p>・年金受給者の方の場合、年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書</p> <p>・産前産後休業中または育児休業中の方の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書</p> <p>ただし、100万円以下の申込の場合は不要です。</p> <p>③学校等へお振込される振込依頼書</p>
14	お取り扱い期間	・通年お取り扱いしています。
15	苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の</p>

		解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
16	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。 ・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・詳細、ご返済の試算およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。

【当金庫の営業地区】

岐阜県郡上市　岐阜県高山市（旧大野郡荘川村）　岐阜県大野郡白川村、
岐阜県下呂市（旧益田郡金山町、馬瀬村）　福井県大野市（旧大野郡和泉村）、
岐阜県美濃市　岐阜県関市（旧関市）　岐阜県岐阜市（旧岐阜市）